

平成31年第1回朝霞市議会定例会提出議案一覧表

議案第1号	平成31年度（2019年度）朝霞市一般会計予算
議案第2号	平成31年度（2019年度）朝霞市国民健康保険特別会計予算
議案第3号	平成31年度（2019年度）朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計予算
議案第4号	平成31年度（2019年度）朝霞市介護保険特別会計予算
議案第5号	平成31年度（2019年度）朝霞市後期高齢者医療特別会計予算
議案第6号	平成31年度（2019年度）朝霞市水道事業会計予算
議案第7号	平成30年度朝霞市一般会計補正予算（第3号）
議案第8号	平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第9号	平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第10号	平成30年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第11号	平成30年度朝霞市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第12号	朝霞市地域福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例
議案第13号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
議案第14号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第15号	朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第16号	朝霞市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例
議案第17号	朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第18号	朝霞市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例
議案第19号	朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 0 号	朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例
議案第 2 1 号	朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
議案第 2 2 号	朝霞市消防団条例の一部を改正する条例
議案第 2 3 号	朝霞市地域公共交通協議会条例
議案第 2 4 号	朝霞市産業振興条例
議案第 2 5 号	市道路線の廃止について
議案第 2 6 号	市道路線の認定について
議案第 2 7 号	市道路線の認定について
議案第 2 8 号	市道路線の認定について
議案第 2 9 号	公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて
議案第 3 0 号	固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて
議案第 3 1 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 2 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 3 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 4 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 5 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 6 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 7 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 8 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 3 9 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 0 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 1 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 2 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

議案第 4 3 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 4 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 5 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 6 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 7 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 8 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 4 9 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 5 0 号	農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて
議案第 5 1 号	朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 1 2 号

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市地域福祉計画推進委員会条例（平成 2 5 年朝霞市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）を円滑かつ適切に実施し、地域福祉の充実を図る」を「社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 1 0 7 条の規定に基づく朝霞市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議する」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の確認及び評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

第 4 条第 1 項中「1 5 人」を「1 8 人」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

- (3) 市民団体の代表者

第 6 条第 1 項中「5 年」を「2 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（朝霞市地域福祉計画策定委員会条例の廃止）

- 2 朝霞市地域福祉計画策定委員会条例（平成 2 6 年朝霞市条例第 4 0 号）は、廃止する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表朝霞市地域福祉計画策定委員会の項を削る。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 13 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年朝霞市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 1 4 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年
朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の項中

「	4 万 3, 000 円	を	4 万 3, 000 円	月額報酬の ほか、年額 報酬として 農地等の利 用の最適化 の推進の実 績に応じ予 算の範囲内 で市長が定 める額	」	に改める。
	3 万 9, 000 円		3 万 9, 000 円			
	3 万 6, 000 円		3 万 6, 000 円			

別表就学支援委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	委員	年額	1万2, 000円	2, 400円	旅費条例を適 用し、市長等 の例により算 出した額	実費	2, 400円	1万5, 000円
---------	----	----	-----------	---------	------------------------------------	----	---------	-----------

別表学校医の項中「2 1 万 1, 0 0 0 円」を「2 1 万 5, 0 0 0 円」に、「
1 7 0 円」を「1 7 3 円」に、「1 万 6, 0 0 0 円」を「1 万 6, 3 0 0 円」
に、「9, 1 0 0 円」を「9, 3 0 0 円」に改め、同表学校歯科医の項中「2
1 万 1, 0 0 0 円」を「2 1 万 5, 0 0 0 円」に、「1 7 0 円」を「1 7 3 円」
に改め、同表学校薬剤師の項中「1 2 万 8, 0 0 0 円」を「1 3 万 1, 0 0 0
円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表農業委員会の項、学校医の項、学校歯科医の項及び学校薬剤
師の項の規定は、この条例の施行の日以後に従事した職務に係る報酬につい
て適用し、同日前に従事した職務に係る報酬については、なお従前の例によ
る。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 15 号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和 33 年朝霞市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 12 条中「54 万円」を「58 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 16 号

朝霞市民会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市民会館設置及び管理条例（昭和 51 年朝霞市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「その他」を「前号に掲げるもののほか、」に改める。

第 8 条第 2 項第 4 号及び第 10 条第 1 項第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

別表第 1 項中「リハーサル室（全体）」を「リハーサル室（１）・（２）」に、

「

リハーサル室（２）	3, 100 円	3, 600 円	4, 100 円	10, 800 円
-----------	----------	----------	----------	-----------

」を

「

リハーサル室（２）	3, 100 円	3, 600 円	4, 100 円	10, 800 円
リハーサル室（３）	3, 100 円	3, 600 円	4, 100 円	10, 800 円

」に

改め、同表第 2 項に次のように加える。

501 号室	2, 000 円	2, 800 円	3, 400 円	8, 200 円
--------	----------	----------	----------	----------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の朝霞市民会館設置及び管理条例の規定によりした処分その他の行為は、改正後の朝霞市民会館設置及び管理条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりした処分その他の行為とみなす。

（準備行為）

- 3 改正後の条例に規定するリハーサル室（３）及び 501 号室の使用の許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 17 号

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年朝霞市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「朝霞市保育園等運営審議会条例（平成 25 年朝霞市条例第 9 号）に基づく朝霞市保育園等運営審議会」を「朝霞市子ども・子育て会議条例（平成 25 年朝霞市条例第 51 号）に基づく朝霞市子ども・子育て会議」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 18 号

朝霞市児童館設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市児童館設置及び管理条例（平成 8 年朝霞市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

朝霞市ほんちょう児童館	朝霞市本町 2 丁目 3 番 22 号
-------------	---------------------

第 3 条第 2 号中「及び」を「、」に改め、同条第 3 号中「その他」を「前 2 号に掲げるもののほか、」に改める。

第 5 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 朝霞市ほんちょう児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、5 月 5 日を除く。

(1) 休日

(2) 5 月 7 日

(3) 木曜日。ただし、前 2 号に掲げる休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日でない日

(4) 1 月 2 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

第 6 条ただし書を次のように改める。

ただし、朝霞市ほんちょう児童館の利用時間は、午前 9 時 30 分から午後 8 時まで（小学生以下の児童が利用する場合は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで）とする。

第 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て児童館の利用時間を変更することができる。

第 9 条第 4 号中「その他」を「前 3 号に掲げるもののほか、」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 19 号

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 10 年朝霞市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 6 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加え、同条第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 20 号

朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例（平成 29 年朝霞市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

朝霞市産業振興基本計画推進委員会条例

第 1 条中「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を「朝霞市産業振興基本計画推進委員会」に改める。

第 2 条中「の策定」の次に「、変更、進捗管理等」を加え、「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を「朝霞市産業振興基本計画推進委員会」に改める。

第 3 条第 1 号中「策定」の次に「及び変更」を加え、同条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、「の策定」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）基本計画の進捗管理等に関すること。

第 6 条第 1 項中「委嘱の日から基本計画を策定する日まで」を「2 年以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 32 年朝霞市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を「朝霞市産業振興基本計画推進委員会」に改める。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 2 1 号

朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年朝霞市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第 7 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加え、同条第 3 号中「卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第 3 号に規定する学校の卒業生」の次に「（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和 5 8 年法律第 2 5 号）第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、改正後の第 3 条第 7 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 22 号

朝霞市消防団条例の一部を改正する条例

朝霞市消防団条例（昭和 36 年朝霞市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「居住している」を「居住し、又は勤務している」に改める。

第 7 条第 1 項中「戒告、停職」を「戒告し、停職し、」に改める。

第 12 条第 1 号中「挺して」を「ていして」に改め、同条第 2 号中「もと」を「下」に改め、同条第 3 号中「慎しまなければ」を「慎まなければ」に改め、同条第 5 号中「饗応接待」を「供応接待」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 23 号

朝霞市地域公共交通協議会条例

(目的)

第 1 条 この条例は、朝霞市地域公共交通協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通網形成計画の作成その他の地域公共交通に関する施策について必要な協議を行うとともに、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、朝霞市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (3) 地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要な協議に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市の議会の建設常任委員会の委員
- (2) 市職員
- (3) 関係する公共交通事業者等の代表者又はその指名を受けた者
- (4) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名を受けた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市内の公共的団体の代表者又はその指名を受けた者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、都市建設部まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(朝霞市内循環バス検討委員会条例の廃止)

2 朝霞市内循環バス検討委員会条例(平成25年朝霞市条例第25号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市内循環バス検討委員会の項を次のように改める。

地域公共交通 協議会	委員	日額	8,000円	2,400円	旅費条例を適用し、市長等の例により算出した額	実費	2,400円	1万5,000円
---------------	----	----	--------	--------	------------------------	----	--------	----------

平成31年2月22日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 2 4 号

朝霞市産業振興条例

本市は、「彩夏祭」に代表される市民の活力、「むさしのフロントあさか」に象徴される武蔵野の面影が残る豊かな自然、そして、交通の高い利便性が調和した緑豊かな住宅都市として大きく飛躍し、その魅力を向上させてきた。

このような朝霞の発展に呼応し、市内では様々な産業活動が営まれてきたが、社会、経済が目まぐるしく変化し、人々の意識や生活様式の多様化が進み、事業者、特に本市の産業の中核をなす小規模企業者は、厳しい経営環境に置かれている。

こうした中で、産業の振興は、独立した事業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、多様な事業者の活力ある成長発展を図るため、事業者、産業団体、市民及び市が一体となって推進される必要がある。

よって、ここに本市の産業を振興していくための理念や役割等を明らかにし、産業の振興と地域の活性化のためにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市の商業、農業、工業等の産業振興に関し、基本理念、市の責務、事業者の役割等を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、地域経済の活性化を図り、もって豊かな市民生活及び地域の活力の創出を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業を営むものをいう。
- (2) 市内小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内において事業を営むものをいう。
- (3) 産業団体 事業者の支援を行い、かつ、地域経済の活性化又は産業振興を目的とする事業者等によって組織された団体で、商工会、農業協同組合その他の団体をいう。
- (4) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 産業振興は、事業者の自助努力及び創意工夫を尊重しながら、事業者、産業団体、市民及び市との相互の連携及び協働により推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市内小規模企業者その他の事業者の現状を把握し、産業振興施策を総合的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、産業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、埼玉県その他の関係機関の実施する施策等に関する情報を収集し、及び市の施策等の情報を当該機関、事業者、産業団体等に提供するよう努めるとともに、当該機関等との連携を図るよう努めるものとする。

4 市は、自らが発注する工事並びに物品及び役務の調達に当たっては、市内小規模企業者その他の事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(計画の策定)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、産業振興施策に係る計画を策定しなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自らの事業活動を通じて、地域の雇用の創出や地域経済の活性化に貢献するよう努めるものとする。

2 事業者は、産業団体に加入するよう努めるとともに、産業団体が行う活動に協力し、及び産業団体と連携するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の一員であることを認識し、活力のある地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(産業団体の役割)

第7条 産業団体は、事業者が自ら経営の向上及び改善並びに円滑な事業活動を行えるよう必要な支援及び環境整備に努めるものとする。

2 産業団体は、組織力強化のため、事業者の当該産業団体への加入を促進するよう努めるものとする。

3 産業団体は、自ら行う事業活動を通じ、地域経済及び地域社会に貢献するよう努めるものとする。

4 産業団体は、市が行う産業振興施策について市と連携するとともに、当該施策の実施に当たっては、市と協働するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第8条 市民は、市内小規模企業者その他の事業者に対する支援や産業振興が地域経済の活性化及び豊かな市民生活の実現に寄与することに鑑み、市内の産業の持続的な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日 提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 2 5 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）
第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点
市 道 第 8 3 号 線	朝霞市根岸台 5 丁目 7 4 3 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1 1 8 3 番 2 地先
市 道 第 8 4 号 線	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 5 8 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 5 7 番地先
市 道 第 8 5 号 線	朝霞市根岸台 5 丁目 1 1 8 3 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 7 5 6 番 2 地先
市 道 第 8 6 号 線	朝霞市根岸台 5 丁目 7 6 0 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 8 1 番 3 地先
市 道 第 8 7 号 線	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 8 7 番 4 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 6 9 番 2 地先
市 道 第 8 8 号 線	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 9 4 番 2 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1 2 6 7 番 2 地先
市道第 1 5 4 号線	朝霞市根岸台 4 丁目 1 2 3 2 番 1 地先	朝霞市根岸台 4 丁目 1 3 3 3 番 1 地先

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 26 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点
市道第 1804 号線	朝霞市根岸台 4 丁目 1329 番 1 地先	朝霞市根岸台 4 丁目 1329 番 2 地先
市道第 1805 号線	朝霞市根岸台 4 丁目 1325 番 4 地先	朝霞市根岸台 4 丁目 1331 番 2 地先
市道第 1806 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1284 番 1 地先	朝霞市根岸台 4 丁目 1333 番 1 地先
市道第 1807 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 751 番 7 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1272 番 7 地先
市道第 1808 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 751 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 755 番 1 地先
市道第 1809 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1183 番 1 2 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 757 番 2 地先
市道第 1810 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1273 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 751 番 8 地先
市道第 1811 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1280 番 8 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1281 番 3 地先
市道第 1812 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1283 番 3 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1282 番 1 地先
市道第 1813 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1273 番 1 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1283 番 1 地先
市道第 1814 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1262 番地先	朝霞市根岸台 5 丁目 759 番 1 地先
市道第 1815 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1269 番 2 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1287 番 4 地先
市道第 1816 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1269 番 3 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1293 番 1 地先
市道第 1817 号線	朝霞市根岸台 5 丁目 1267 番 2 地先	朝霞市根岸台 5 丁目 1294 番 2 地先

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 2 7 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）
第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点
市道第 8 7 3 号線	朝霞市根岸台 7 丁目 1 4 0 2 番 1 地先	朝霞市根岸台 7 丁目 1 4 0 2 番 8 地先
市道第 2 3 9 7 号線	朝霞市宮戸 3 丁目 5 2 2 番 1 地先	朝霞市宮戸 3 丁目 5 2 2 番 6 地先
市道第 2 3 9 8 号線	朝霞市宮戸 4 丁目 6 0 6 番 2 0 地先	朝霞市宮戸 4 丁目 5 7 8 番 1 地先

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 2 8 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）
第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

路 線 名	起 点	終 点
市道第 2 3 9 9 号線	朝霞市宮戸 2 丁目 9 7 0 番 1 地先	朝霞市宮戸 2 丁目 9 8 8 番地先

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

議案第 29 号

公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく公平委員会委員のうち 1 人の任期が平成 31 年 6 月 28 日をもって満了するので、次の者を選任したいから同条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市栄町 3 丁目 1 番 22-610 号

藤原 ユキ子

昭和 17 年 1 月 28 日生（77 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市栄町3丁目1番22-610号

藤原 ユキ子

学 歴

大学卒

公職歴

昭和46年 4 月	) 埼玉県公立中学校教諭
平成 5 年 3 月	
平成 9 年 1 月	) 朝霞市立朝霞第四小学校教頭
平成 9 年 3 月	
平成10年 4 月	) 朝霞市立朝霞第九小学校教頭
平成11年 3 月	
平成11年 4 月	) 朝霞市立朝霞第五中学校長
平成14年 3 月	
平成14年11月	) 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会委員
平成26年11月	
平成17年 6 月	) 朝霞市公平委員会委員
現 在 に 至 る	

資格等

中学校教諭一種免許

議案第 30 号

固定資産評価審査委員会委員選任に関する同意を求めることについて

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 2 項の規定に基づく固定資産評価審査委員会委員のうち 1 人の任期が平成 31 年 6 月 27 日をもって満了するので、次の者を選任したいから同条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市根岸台 7 丁目 2 番 22 号

鈴木 康宏

昭和 43 年 3 月 24 日生（50 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市根岸台 7 丁目 2 番 2 2 号
鈴木 康宏

学 歴

大学卒

職 業

農業

その他の経歴

平成 2 年 4 月) ヒットユニオン株式会社
平成 1 3 年 8 月
平成 1 4 年 9 月) 株式会社埼玉ライフケアサービス
平成 1 8 年 1 2 月
平成 1 9 年 1 月) 農業に従事
現 在 に 至 る

議案第 31 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市宮戸 3 丁目 11 番 62 号

高橋 隆

昭和 25 年 4 月 13 日生（68 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市宮戸3丁目11番62号
高橋 隆

学 歴

短期大学卒

職 業

農業

公職歴

平成22年3月
現 在 に 至 る) 朝霞市農業委員会委員

平成25年3月
現 在 に 至 る) 朝霞市農業委員会会長

その他の経歴

昭和54年12月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成26年10月
現 在 に 至 る) あさか野農業協同組合朝霞地区資産管理部会監査

平成30年4月
現 在 に 至 る) あさか野農業協同組合宮戸久保支部支部長

議案第 32 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市根岸台 6 丁目 8 番 30 号

齊藤 義之

昭和 29 年 12 月 19 日生（64 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市根岸台 6 丁目 8 番 3 0 号
斉藤 義之

学 歴

大学卒

職 業

農業

公職歴

平成 2 8 年 4 月
現 在 に 至 る) 朝霞市農業委員会委員

その他の経歴

平成 2 年 5 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 2 4 年 4 月) あさか野農業協同組合東南部支部支部長

平成 2 6 年 3 月

平成 2 6 年 4 月) あさか野農業協同組合東南部支部協力員

平成 2 8 年 3 月

平成 2 6 年 5 月) 東水利組合副理事

平成 2 8 年 5 月

議案第 33 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市大字下内間木 23 番地の 1
神山 茂
昭和 32 年 6 月 14 日生（61 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市大字下内間木 2 3 番地の 1
神山 茂

学 歴

高校卒

職 業

農業

公職歴

平成 2 8 年 4 月
現 在 に 至 る) 朝霞市農業委員会委員

その他の経歴

平成 2 0 年 1 0 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 2 5 年 4 月
平成 2 7 年 3 月) あさか野農業協同組合下内間木支部会計

議案第 34 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市根岸台 8 丁目 8 番 26 号

秋山 磨弥

昭和 48 年 10 月 12 日生（45 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市根岸台 8 丁目 8 番 2 6 号
秋山 磨弥

学 歴

短期大学卒

職 業

農業

公職歴

平成 2 8 年 4 月
現 在 に 至 る) 朝霞市農業委員会委員

その他の経歴

平成 1 0 年 1 0 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 1 1 年 4 月
現 在 に 至 る) 若菜会会員

平成 2 4 年 1 月
平成 2 6 年 3 月) あさか野農業協同組合女性部朝霞支部副支部長

平成 2 7 年 4 月
平成 2 8 年 3 月) 若菜会会計監査

議案第 35 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市大字上内間木 803 番地

野島 一

昭和 22 年 12 月 1 日生（71 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市大字上内間木 8 0 3 番地
野 島 一

学 歴

中学校卒

職 業

農業

その他の経歴

昭和 5 8 年 4 月) 農業に従事
現 在 に 至 る

平成 2 9 年 4 月) あさか野農業協同組合上内間木支部支部長
平成 3 0 年 3 月

議案第 36 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市田島 1 丁目 15 番 16 号

高野 正芳

昭和 23 年 9 月 20 日生（70 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市田島1丁目15番16号
高野 正芳

学 歴

高校卒

職 業

農業

公職歴

昭和42年 3 月
平成10年 9 月) 朝霞市職員
平成10年10月
平成20年 3 月) 朝霞地区一部事務組合職員

その他の経歴

平成20年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事
平成27年 4 月
平成28年 3 月) あさか野農業協同組合田島支部支部長

議案第 37 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市大字下内間木 303 番地の 2

伊藤 久行

昭和 23 年 12 月 7 日生（70 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市大字下内間木 3 0 3 番地の 2
伊藤 久行

学 歴

中学校卒

職 業

農業

その他の経歴

昭和 4 7 年 4 月	) 農業に従事
現 在 に 至 る	
平成 2 1 年 4 月	) あさか野農業協同組合下内間木支部支部長
平成 2 3 年 3 月	
平成 2 6 年 6 月	) あさか野農業協同組合理事
現 在 に 至 る	

議案第 38 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市溝沼 6 丁目 2 2 番 2 2 号

岡野 茂

昭和 24 年 1 月 1 日生（70 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市溝沼6丁目22番22号
岡野 茂

学 歴

高校卒

職 業

農業

その他の経歴

昭和42年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成20年 6 月
平成23年 6 月) あさか野農業協同組合理事

平成26年 4 月
平成27年 3 月) あさか野農業協同組合溝沼第三支部支部長

議案第 39 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市泉水 1 丁目 8 番 15 号

高橋 実

昭和 27 年 3 月 20 日生（66 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市泉水 1 丁目 8 番 1 5 号
高橋 実

学 歴

高校卒

職 業

農業

その他の経歴

平成 1 0 年 5 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 2 4 年 4 月) あさか野農業協同組合下の原支部支部長
平成 2 5 年 3 月

平成 2 6 年 4 月) あさか野農業協同組合下の原支部副支部長
平成 2 7 年 3 月

平成 2 8 年 4 月) あさか野農業協同組合下の原支部支部長
平成 2 9 年 3 月

平成 3 0 年 4 月) あさか野農業協同組合下の原支部協力員
現 在 に 至 る

議案第 4 0 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市浜崎 3 丁目 3 番 3 0 号

小寺 昌

昭和 2 9 年 8 月 4 日生（ 6 4 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市浜崎 3 丁目 3 番 3 0 号
小寺 昌

学 歴

高校卒

職 業

農業

その他の経歴

平成 2 4 年 4 月) 農業に従事
現 在 に 至 る

平成 3 0 年 4 月) あさか野農業協同組合浜崎上支部支部長
現 在 に 至 る

議案第 4 1 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市岡 3 丁目 1 4 番 2 号

比留間 基好

昭和 3 1 年 6 月 6 日生（ 6 2 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市岡 3 丁目 1 4 番 2 号
比留間 基好

学 歴

大学卒

職 業

農業

公職歴

昭和 5 4 年 4 月
平成 1 8 年 1 0 月) 新座市職員

その他の経歴

平成 1 8 年 1 0 月) 農業に従事
現 在 に 至 る
平成 2 2 年 4 月) あさか野農業協同組合岡支部協力員
平成 2 3 年 3 月)
平成 2 5 年 4 月) あさか野農業協同組合岡支部副支部長
平成 2 6 年 3 月)
平成 2 6 年 6 月) あさか野農業協同組合理事
平成 2 9 年 5 月)
平成 2 9 年 4 月) あさか野農業協同組合岡支部支部長
平成 3 0 年 3 月)
平成 2 9 年 6 月) 埼玉県農業共済組合朝霞市総代
現 在 に 至 る

議案第 4 2 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市溝沼 6 丁目 4 番 1 0 号

橋本 広明

昭和 3 1 年 1 2 月 1 8 日生（ 6 2 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市溝沼 6 丁目 4 番 1 0 号

橋本 広明

学 歴

専門学校卒

職 業

農業

その他の経歴

平成 1 4 年 1 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 2 9 年 4 月) あさか野農業協同組合溝沼第四支部副支部長

平成 3 0 年 3 月

平成 3 0 年 4 月) あさか野農業協同組合溝沼第四支部支部長
現 在 に 至 る

議案第 4 3 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市岡 1 丁目 7 番 4 7 号

飯倉 裕明

昭和 3 3 年 1 2 月 2 4 日生（6 0 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市岡 1 丁目 7 番 4 7 号
飯倉 裕明

学 歴

高校卒

職 業

農業

その他の経歴

昭和 5 3 年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 2 3 年 4 月) あさか野農業協同組合岡支部協力員

平成 2 4 年 3 月

平成 2 8 年 4 月) あさか野農業協同組合岡支部支部長

平成 2 9 年 3 月

議案第 4 4 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市溝沼 4 丁目 8 番 3 6 号

浅川 秀雄

昭和 3 4 年 2 月 1 3 日生（6 0 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市溝沼4丁目8番36号
浅川 秀雄

学 歴

大学卒

職 業

農業

その他の経歴

平成11年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成23年 4 月
平成24年 3 月) あさか野農業協同組合溝沼第二支部支部長

議案第 4 5 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市大字浜崎 2 2 8 番地の 1

大貫 善弘

昭和 3 4 年 5 月 1 7 日生（5 9 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市大字浜崎 2 2 8 番地の 1
大貫 善弘

学 歴

高校卒

職 業

農業

公職歴

昭和 5 3 年 4 月
平成 2 6 年 6 月) 朝霞市職員

その他の経歴

平成 8 年 9 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

議案第 4 6 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市根岸台 8 丁目 2 番 8 号

高野 和明

昭和 3 6 年 9 月 2 5 日生（5 7 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市根岸台 8 丁目 2 番 8 号
高野 和明

学 歴

高校卒

職 業

農業

その他の経歴

昭和 5 6 年 4 月) 農業に従事
現 在 に 至 る

平成 2 9 年 4 月) あさか野農業協同組合東南部支部支部長
平成 3 0 年 3 月

議案第 4 7 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市根岸台 2 丁目 2 番 7 6 号

船本 弘行

昭和 3 7 年 2 月 2 4 日生（5 6 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市根岸台 2 丁目 2 番 7 6 号
船本 弘行

学 歴

短期大学卒

職 業

農業

その他の経歴

昭和 5 7 年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 1 1 年 4 月) 朝霞市農業青年クラブ会長

平成 1 2 年 3 月

平成 2 3 年 4 月) あさか野農業協同組合東第一支部支部長

平成 2 4 年 3 月

議案第 48 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市泉水 2 丁目 1 番 17 号

栗原 昌章

昭和 37 年 11 月 12 日生（56 歳）

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市泉水 2 丁目 1 番 1 7 号

栗原 昌章

学 歴

大学卒

職 業

農業

その他の経歴

平成 1 4 年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 1 7 年 4 月) あさか野農業協同組合溝沼第一支部支部長

平成 1 8 年 3 月

平成 2 3 年 4 月) あさか野農業協同組合溝沼第一支部支部長

平成 2 4 年 3 月

平成 2 9 年 4 月) あさか野農業協同組合溝沼第一支部支部長

平成 3 0 年 3 月

議案第 4 9 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市膝折町 1 丁目 1 2 番 2 3 号

金子 美身

昭和 4 7 年 2 月 2 5 日生（ 4 6 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市膝折町1丁目12番23号

金子 美身

学 歴

高校卒

職 業

農業

公職歴

平成 8 年 4 月
平成 1 4 年 3 月) 埼玉県青少年相談員

その他の経歴

平成 1 3 年 4 月
現 在 に 至 る) 農業に従事

平成 1 3 年 4 月
現 在 に 至 る) 若菜会会員

平成 2 8 年 4 月
平成 3 0 年 3 月) あさか野農業協同組合女性部朝霞支部副支部長

平成 2 8 年 1 2 月
平成 3 0 年 3 月) あさか野農業協同組合女性部フレッシュミズ部会副部会長

議案第 5 0 号

農業委員会委員任命に関する同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員に次の者を任命したいので、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

朝霞市朝志ヶ丘 4 丁目 6 番 7 号 リヴェール朝志ヶ丘 3 0 6

千田 理恵子

昭和 5 0 年 1 月 2 6 日生（ 4 4 歳）

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

経 歴 書



朝霞市朝志ヶ丘 4 丁目 6 番 7 号
リヴェール朝志ヶ丘 3 0 6
千田 理恵子

学 歴

高校卒

職 業

司法書士

その他の経歴

平成 2 5 年 1 1 月	)	埼玉青年司法書士協議会入会
現 在 に 至 る		
平成 2 7 年 2 月	)	埼玉青年司法書士協議会幹事
現 在 に 至 る		
平成 2 7 年 6 月	)	司法書士事務所開業
現 在 に 至 る		
平成 3 0 年 4 月	)	東都生活協同組合食に関する活動グループ会計
現 在 に 至 る		

議案第 5 1 号

朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年朝霞市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「の各号」を削る。

第 1 4 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 1 4 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 . 5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 1 5 条第 1 項中「（又は半年賦償還）」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 1 4 条及び第 1 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

朝霞市長 富岡 勝則